

機械器具 (25) 医療用鏡  
一般医療機器 再使用可能な内視鏡用非能動処置具 (JMDN38818000)

販売名 : H S 剥離鉗子

**【警告】**

**【使用方法】**

本品は未滅菌品である。必ず適切な方法で洗浄、滅菌してから使用すること。（【保守・点検に係る事項】参照）

**【禁忌・禁止】**

**【使用方法】**

- 1) 本品を曲げ、研磨、切削、打刻（刻印）等の二次的加工（改造）することは、破損の原因となるので絶対に行わないこと。  
[不具合の原因となる。]
- 2) 硬い組織や骨には使用しないこと [破損の原因となる]

**【形状、構造及び原理等】**

1) 形状（代表例）



参考：J AWチップを取り付けた時の形状



2) 原材料

ステンレス鋼、樹脂

3) 原理

本製品は、内視鏡治療時に内視鏡とともに使用する器具であり組織等の剥離・把持等の機械的作業に用いる。

**【使用目的又は効果】**

本製品は、内視鏡治療時に内視鏡とともに使用し、病変組織周辺の血管や組織の剥離、把持等の機械作業に用いる器具である。

別売のJAWチップ（製品届出番号：33B2X10003HS0014）を装着して使用すると、鉗子の先端部が組織を傷つけるリスクを大幅に低減することができる。

**【使用方法等】**

本品は未滅菌の状態で供給されるため、必ず適切な方法で洗浄、滅菌してから使用すること。

**【使用上の注意】**

1. 重要な基本的注意

- 1) 本製品は未滅菌品です。使用前に必ず適切な方法で洗浄・滅菌を行ってください。（【保守・点検に係る事項】を参照）
- 2) 使用前に、破損・変形・傷・摩耗・亀裂・錆・腐食等が無いことの確認及び、ハンドル操作による把持部の閉閉がスムーズに出来るかを点検して、異常がある場合は使用しないでください。
- 3) 【使用目的または効果】に記載以外の用途で使用しないでください。
- 4) 使用時に必要以上の力を加えないでください。硬い組織や骨に対しテコのように力をかけないこと。無理な使用により、破損、把持部、シャフト部等の曲がり、噛み合わせ不良の原因となります。
- 5) 使用後は破損の有無を直ちに確認してください。破損等が見つかった場合は破片が体内に残留していないか確認し、適切な処置を行ってください。
- 6) 把持部が閉じた状態、あるいは硬いものを挟んだ状態で、さらに過大な力を加えないでください。破損の原因となります。
- 7) 本品は組織把持用鉗子のため、重い物を把持して持ち上げないでください。破損の原因となります。
- 8) 洗浄には、必ず超音波洗浄を行ってください。
- 9) 滅菌前に全ての作動部に、水溶性潤滑防錆剤を塗布してください。
- 10) 薬液による滅菌はしないでください。
- 11) プリオントウ病及び遅発性ウイルス感染症への対応方法は、種々のガイドラインに従ってください。
- 12) J AWチップを取り付ける際は、J AWチップを確実に取り付けて、ゆるみがないことを確認してください。
- 13) J AWチップを取り付ける際は、チップの穴に縫合糸を通し

て脱落を予防してください。

- 14) JAWチップは、3回の使用を目途に交換してください。
- 15) JAWチップを使用する場合は、JAWチップの添付文書を必ず参照してください。

## 2. 不具合・有害事象

### 1) 不具合

- ・過大な力による製品の破損・変形。
- ・金属疲労による製品の破損。

### 2) 有害事象

- ・神経血管及び組織の損傷
- ・感染症や壞死
- ・金属による過敏な反応

## 【保管方法及び有効期間等】

洗浄後は十分に乾燥させ、滅菌した後、直射日光及び高温多湿を避けて清潔な場所で保管してください。

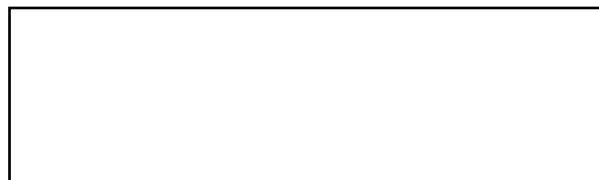
## 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

氏名：ハリキ精工株式会社 岡山工場

第二種医療機器製造販売業 33B2X10003

【販売業者（販売店）】



## 【保守・点検に係る事項】

### 〈使用者による保守点検事項〉

#### 1. 洗浄・滅菌方法

- 1) 使用後は、できるだけ早く、洗浄、すすぎ等の汚染除去を行い、血液等異物が付着していないことを目視で確認した後で滅菌を行い保管してください。
- 2) 付着した血液等を除去するため出来る限りブラシ等で付着物を取り除いてから洗浄を行い、汚染除去には、洗浄方法に応じて選択した医療用中性洗剤を適正な濃度で使用してください。(濃度については医療用中性洗剤の使用説明書を参照すること。)
- 3) 超音波洗浄装置を使用するときには、鋭利部同士が接触して損傷しないように注意してください。  
また、洗浄時間、手順等について使用する装置の取扱説明書に従い、器具の隙間部等に異物等がないことが確認できるまで洗浄してください。
- 4) 洗浄後は水で十分にすすぎ、腐食防止のために直ちに乾燥してください。十分に乾燥した後、可動部を有するものは可動部の動きをスムーズにするために、水溶性潤滑防錆剤を塗布すること。水溶性潤滑防錆剤の使用については使用説明書を参照してください。
- 5) 強アルカリ／強酸性洗剤・消毒剤は器具を腐食させる恐れがあるので、使用しないでください。洗浄にはやわらかいブラシ、スポンジ等を使用し、金属製たわし、クレンザー（磨き粉）は器具の表面を損傷するので汚染除去及び洗浄時に使用しないでください。
- 6) 洗浄、滅菌に使用する水は、蒸留水又は精製水を使用すること。

#### 7) 推奨滅菌方法

##### 高压蒸気滅菌

- ・重力置換：121°Cで 30 分間以上
- ・プレバキューム：132°Cで 4 分間以上

薬液による滅菌及び135°Cを超える温度での滅菌は行わない。

### 〈業者による保守点検事項〉

各部の動作不良、破損等が有ればメーカーに点検を依頼してください。